

構造改革特区の第13次提案等に対する政府の対応方針

平成20年10月23日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成20年6月2日から6月30日までの間、構造改革特区に係る第13次提案の募集を実施した。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行うものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの構造改革特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、構造改革特別区域法の改正法案として、次期通常国会を目途に提出するよう速やかに準備する。

なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律の案を作成するに当たっては、別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨を損なわない

よう、進捗状況について規制改革会議が適切に監視していくものとする。

3. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。この別表3には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載している。

なお、別表3に掲げられた規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項、又は構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

〔今後の対応方針〕

別表3に掲げられた規制改革事項等については、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
835	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第12号	<p>平成20年2月の中央教育審議会答申における指摘を踏まえ、社会教育施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することができるよう、社会教育行政の政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。</p> <p>【平成18年9月15日付及び平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	文部科学省

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
525 2009	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)	<p>在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みに関する知的財産戦略推進本部・法務省ほか関係省庁による検討結果を踏まえ、本規制改革事項の平成20年度中の実施に向けて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年度中	法務省 内閣官房(知的財産戦略推進事務局)
840 995	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の財産処分承認手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条	<p>認定こども園に係る財産処分手続については、幼稚園と保育所の連携を一層進め、認定こども園の設置を促進する観点から、</p> <p>①「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日20文科施第122号)、「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」(平成20年7月30日20文科初第490号)</p> <p>②「認定こども園等に係る保育所の財産処分の取扱いについて」(平成20年3月25日雇児発第0325004号)を发出し、幼稚園の一部を保育所に転用等を行うこと又は保育所の一部を幼稚園等に転用等を行うことにより認定こども園となる場合には、財産処分に係る補助金相当額の国庫納付を要しないなどの国庫納付等の取扱いの変更や、当該財産処分の前にそれぞれ文部科学大臣又は地方厚生(支)局長への報告をもって承認があったものとするなどの簡素化を図った。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	(文部科学省) 平成20年6月18日通知及び7月30日通知(措置済) (厚生労働省) 平成20年3月25日通知(措置済)	文部科学省 厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
993	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第48条	<p>政府管掌健康保険は、平成20年10月に国とは切り離した新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施しているところである。市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成については必要としないようにシステム的に対応するとともに、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成20年9月30日に所要の措置を講じた。</p> <p>【平成18年2月15日及び平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年9月30日 施行(措置済)	厚生労働省
994	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第113条の2	<p>社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務について、平成20年度中を目途に実施することとする。</p> <p>【平成18年9月15日及び平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年度中を目 途に実施	厚生労働省
996	医療従事者の労働派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条	<p>医療従事者の労働者派遣については、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を受け、医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員の負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、平成19年度中に結論を得ることとしたところ。これを受けて、平成19年12月には、地域の医療対策協議会が必要と認められた医療機関への医師の派遣を認める制度改正を実施したところ。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成19年12月14 日施行(措置済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1024	玄米及び精米品質表示要件の緩和	国内産農産物銘柄設定等申請要領(平成16年3月12日付け15総食第719号農林水産省総合食料局長通知)	「食品の表示に関する共同会議」において、米の品種等の表示に係る農産物検査以外の証明法の適用について検討を行っていたところ、農産物検査法に基づく農産物検査規格について、産地品種銘柄の指定を弾力化する方向で制度が見直されることとなった。これを受けて、平成21年産からの新制度導入に向け要領改正を行う。 【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	農林水産省
1025 1313	増殖した土着天敵の利用要件の緩和	農薬取締法第二条第一項の規定に基づく特定農薬(平成15年農林水産省・環境省告示第1号)	現行では、使用・配布を認めていない増殖した土着天敵について、その増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外で配付・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。	平成20年度中	農林水産省 環境省
1026	熔成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和	肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年農林水産省告示第284号)	現行では、化成肥料の原料として利用できない熔成汚泥灰複合肥料について、その製造方法や含有する有害物質の検証を行い、化成肥料に関する安全性が確認されれば、化成肥料の原料として熔成汚泥灰複合肥料の利用を認める。	平成20年度中	農林水産省
1144	液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式における押印又は自署署名の省略	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条第1項、第29条第1項「液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」昭和43年2月12日付け43化第151号通商産業省化学工業局長通達	通達において規定されている液化石油ガス販売事業及び保安業務実施状況の報告様式について、押印又は自署署名を省略することとし、通達を改正する。 【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成20年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1273	第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する際の条件の緩和	旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2	<p>第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域について、一定の要件の下、実質的に隣接市町村と同視しうる本土間の地域を追加する。</p> <p>【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成20年度中	国土交通省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
101 1211	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第75条第3号、第153条第3号及び第231条第3号	在宅の終末期の傷病者の居宅に対して緊急往診を行う医師が不足しているために、在宅療養支援診療所から当該傷病者の居宅に対する長距離の緊急往診が相当程度行われていると認められる場合、在宅療養支援診療所のうち当該緊急往診を行うことが今後相当程度見込まれるものが、当該緊急往診に従事する医師を当該傷病者の居宅にまで運搬するために使用する自動車を、都道府県公安委員会が緊急自動車として指定できるよう、平成20年度中に必要な措置を行う。 また、その場合、現行緊急自動車の要件である「警光灯」及び「サイレン」を備えること並びに車体の塗色が「白色」とされているものを、上記緊急自動車指定を受けた車両については「警光灯」及び「サイレン」を備えることのみにより緊急自動車とすることができるよう、平成20年度中に必要な措置を行う。	平成20年度中に措置	警察庁 国土交通省
405 805	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法(昭和26年法律第285号)第2条、地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第21条、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第4条	文部科学省として、博物館の登録制度については、引き続き検討を続けるが、博物館法第29条に規定されている博物館相当施設である場合については、地方独立行政法人が設置及び管理を行う施設においても、申請に基づき博物館相当施設として教育委員会が指定を行うことが博物館法上は認められるものと考えている。 総務省としては、当該博物館相当施設の業務を行うためには、地方独立行政法人法施行令の改正が必要と考えているが、地方独立行政法人の対象業務を拡大することについては、行政改革の観点から、国の独立行政法人において、廃止・統合や民営化を含め組織・業務について極力縮小する方向で見直すこととされていること等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。 以上、提案内容について、文部科学省と総務省において、協議を行いつつ、検討を行う。	平成21年9月までに結論	総務省 文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
508 916	外国人家事使用人の雇用者たる外国人の要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)第2号及び別表第二	外国人家事使用人の雇用者たる外国人に係る要件について、例えば、「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」に共働き世帯であることも対象となり得るよう、関係告示における要件の運用の改善などの検討を行い、平成20年度中に結論を得る。	平成20年度中に結論	法務省 厚生労働省
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1備考第3号教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条、第28条第1項	既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成20年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」と改めて設定したもの】	平成20年度中に結論	文部科学省
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条、第15条の6、第16条	都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方を検討するため、平成19年10月に検討会を設置し、これまで計4回の検討を行ったところであり、平成20年度中に結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」と改めて設定したもの】	平成20年度中に結論	厚生労働省
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項、第39条、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条	保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。	平成20年中に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
915	救急救命士によるアナフィラキシーショック患者へのエピネフリン注射器の使用について	救急救命士法(平成3年法律第36号)第43条、第44条、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条、第22条	厚生労働科学研究の結果や専門家等の意見を踏まえて、平成20年度中に検討を行い、結論を得る。	平成20年度中に結論	厚生労働省
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年政令第315号)第7条	商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】	平成21年度までに措置	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法(昭和39年法律第170号)第55条 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領(内規)(平成18年7月20日付け平成18・06・15原院第4号)	安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、平成20年6月には、運用改善を実施するために規定類について整備を行い、新たに規制文書を発出した。 この溶接安全管理検査の状況を踏まえ、本件の定期安全管理検査制度に係る運用についても、現在、関係機関と制度のあり方について検討を行っており、平成21年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】	平成21年度中に結論	経済産業省